

(塩尻市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者募集の公告

下記のとおり緊急修繕工事指定業者の募集を行いますので、希望される方は別に定める「(塩尻市営住宅等)公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領」に基づき申し出て下さい。

令和6年2月9日

長野県住宅供給公社
理事長 関 昇 一 郎

記

1. 名 称 令和6年度公営住宅等緊急修繕工事指定業者
2. 対象住宅 塩尻市営住宅等
3. 業 種
 - (1) 緊急修繕工事のうち建築関係工事
 - (2) 緊急修繕工事のうち給排水設備関係工事
 - (3) 緊急修繕工事のうち電気設備関係工事
4. 指定期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間
5. 指定に係る協定書の効力等
本件指定業者と取り交わす協定書は、この協定に係る予算が塩尻市議会で可決され、当該予算の執行が可能になったときに効力を発するものとする。
6. 担当部(所)
長野県住宅供給公社 松本事務所
〒390-0852 松本市島立 988-1
Tel 0263-47-0240

注) 応募要領は上記担当部(所)にて閲覧に供しますので、ご確認下さい。

(塩尻市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者応募要領

1 緊急修繕工事の意味及び公募の目的

市営住宅等の入居者の安全の確保と財産の保護を図ることを目的に、修繕しなければ入居者の生活に支障を来すおそれがあり、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

2 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根等からの雨漏り、手すりなど危険区域に係る防護設備の不具合等
管工事	給水管の漏水事故、排水管の損傷、受水槽・ポンプなど給水設備の故障等
電気工事	漏電・停電事故に係る修繕、揚水・排水浄化装置に係る電气的不具合等

3 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること
- (2) 希望する公募区分に応じた以下の資格を有する者であること
 - ア 建築一式工事：塩尻市建設工事入札参加資格者のうち建築一式工事の資格
又は塩尻市小規模工事等受注登録業者
 - イ 管工事：塩尻市建設工事入札参加資格者のうち管工事の資格
又は塩尻市小規模工事等受注登録業者
 - ウ 電気工事：塩尻市建設工事入札参加資格者のうち電気工事の資格
又は塩尻市小規模工事等受注登録業者
- (3) 休日、祝日、年末年始及び夜間等を含め 24 時間、原則 2 名以上が緊急の連絡に対し、対応できる体制が整備できる者であること

4 対象住宅に係る要件

塩尻市内に本社又は営業所のある者

5 提出書類

- (1) 公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書 1 部
 - ア 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に必ず○印を記入してください。複数の公募区分に重複して応募することもできます。
 - イ 緊急連絡体制の概要を記入してください。
- (2) 令和 5・6 年度 塩尻市建設工事入札参加資格審査申請書の写し（入札参加資格の登録業種がわかるもの）及び当該申請書受領書の写し。または、塩尻市小規模工事等受注登録業者であることが確認できる書類 1 部

6 申請書の提出及び受付

- (1) 提出期間 令和 6 年 2 月 9 日から令和 6 年 2 月 19 日まで
ただし、持参の場合は土日祝日を除きます。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）してください。
- (3) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

7 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承のうえ応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間においても緊急的に修繕が必要と判断された場合は、緊急修繕工事を実施していただきます。なお、基本的に休日・夜間等の緊急修繕の依頼は、公社が業務時間外電話受付対応業務を委託している警備保障会社を通じて行います。
- (2) 緊急修繕工事完了後、提出された工事関係書類を審査し、請負代金等を協議のうえ請求書類の提出を受けて請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限額は、80万円未満です。
- (4) 緊急修繕工事業者の指定とは、緊急を要する修繕工事を請け負う業者を指定することですので、定期的に工事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事の指定期間中に塩尻市建設工事入札参加資格を取り消された場合、又は指定期間中の同入札参加資格がない場合は、緊急修繕工事業者の指定を取り消すことがあります。また、緊急修繕工事業者の指定期間中に、塩尻市建設工事入札参加資格に係る指名停止を受けた場合、当該期間中については緊急修繕工事を請け負うことはできません。
- (6) 緊急修繕工事業者募集締め切り後、募集要件を満たす応募者と「公営住宅等緊急修繕工事指定業者に関する協定書」を締結します。なお、協定書第1条2項に定める担当団地については、指定業者の事務所所在地等を考慮して公社で割り振り指定させていただきます。
- (7) 地区又は団地ごとに複数の業者を指定しますが、著しく応募者が少ない場合、募集期間経過後も引き続き応募を受け付けることがあります。また、指定期間中に指定業者数が減少した場合は必要に応じて随時募集を行うことがあります。
- (8) 緊急修繕工事の依頼連絡を受けた際、貴社の都合で断ることは差し支えありませんが、指定期間中に何度も断った場合、又は緊急修繕工事の実施にあたり入居者や近隣住民とトラブルを起こした場合等は、次回の募集の際に緊急指定業者として指定しない場合があります。
- (9) 休日、夜間における入居者からの緊急修繕依頼は、警備保障会社を通じて連絡が入ります。警備保障会社には入居者の代わりに取次ぎを行う業務のみを委託していることから、連絡を受けた社の担当者は、依頼を引き受けられない正当な理由がある場合を除き必ず依頼を引き受けていただき、依頼元の入居者に連絡を取って不具合の状況の確認、緊急性の有無、負担区分等を判断いただいたうえで、緊急性の高い修繕依頼については即時出動対応していただく必要があります。このため、警備保障会社からの緊急修繕依頼についても、指定期間中に正当な理由なく何度も断った場合には前項と同様の措置を取る場合があります。

8 応募者への通知

緊急修繕工事業者指定の可否については、概ね3月下旬頃応募者に文書で通知します。

9 提出先・問合せ先

長野県住宅供給公社 松本事務所 (担当：佐藤・林)

〒390-0852 松本市島立988-1

TEL 0263-47-0240

FAX 0263-47-8902

(塩尻市営住宅等)

公営住宅等緊急修繕工事指定業者申請書

長野県住宅供給公社

理事長 関 昇一郎 殿

郵便番号 〒
申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

公営住宅等緊急修繕工事指定業者として請負を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

1 対象住宅

塩尻市内の市営住宅等

2 公募区分(希望区分に○を記入してください。複数の業種に重複して応募可能です。)

<input type="checkbox"/>	建築一式工事	<input type="checkbox"/>	電気工事	<input type="checkbox"/>	管工事
--------------------------	--------	--------------------------	------	--------------------------	-----

3 緊急連絡体制の概要

会社電話番号		FAX番号	
会社Eメールアドレス			
緊急修繕担当者 職氏名 1		携帯電話番号	
緊急修繕担当者 職氏名 2		携帯電話番号	

※緊急修繕担当者の欄は優先的に連絡を受け付ける方を上位に記入してください。

添付書類

令和5・6年度 塩尻市建設工事入札参加資格審査申請書の写し(入札参加資格の登録業種がわかるもの)及び当該申請書受領書の写し。または、塩尻市小規模工事等受注登録業者であることが確認できる書類

公告用見本

公営住宅等緊急修繕工事 指定業者に関する協定書

収 入
印 紙
200 円

工 事 内 容	(1) 緊急に施工を要する工事
	(2) 1件80万円未満の小規模工事
工 事 種 目	建築関係、給排水設備関係、電気設備関係
協 定 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

上記のことについて、長野県住宅供給公社（以下「甲」という。）と指定業者（以下「乙」という。）は甲の管理する県営住宅等、市営住宅等、県職員宿舎及び公社賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）の修繕工事について、次のとおり協定する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 長野県住宅供給公社

理事長 関 昇 一 郎 ⑩

乙 指 定 業 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

公告用見本

第1条 甲は、公営住宅等に係る工事内容及び工事種目に記載する工事（以下「工事」という。）

を施工する業者として乙を指定し、乙はこの指定を受けるものとする。

2 乙の指定を受ける団地及び工事種目は後記1のとおりとする。なお、担当団地は定めるが、

各指定業者は相互連絡を取合い全団地に立入り協力し合うものとする。

3 乙は、修繕工事等について「長野県住宅供給公社公営住宅等緊急修繕事務取扱要領」を熟知

のうえ、履行するにあたり緊急連絡先を後記2のとおりとする。

第2条 甲は、乙に工事を発注するときは、乙に対して住宅修繕請求伝票を交付するものとする。

ただし緊急を要する工事については、口頭により発注することがある。

2 乙は、前項の発注を受けたときは、遅滞なく工事を施工するものとする。この場合において、

工事の施工が困難なときは直ちに申し出て、甲の指示を受けなければならない。

第3条 乙は工事の施工に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施工方法、工事用材料の規格及び品質等について甲の指示に従うこと。

(2) 入居者及び第三者に対する危害防止に努めること。

(3) 甲及び監理員、管理人、入居者との相互連絡を密にすること。

(4) 電気、ガス又は水道を使用するときは、あらかじめ甲又は甲の指定する者、若しくは入居者の承諾を受けるものとし、その費用は乙が負担するものとする。

(5) 甲及び入居者並びに第三者の財産のき損防止に努めること。

(6) 甲の指定業者である旨を明示すること。

(7) 労働者災害補償保険法以外の法定外保険等にも、必要に応じて加入すること。

(8) 乙は、本工事を通じ、入手した個人情報了他に利用しないこと。また、業務上知りえた、情報を他に漏らさないこと。

第4条 乙は、工事を完了したときは、甲又は監理員、管理人若しくは入居者の検査又は確認を

受けなければならない。

第5条 工事代金は、甲の定める標準単価以内で算出するものとする。

公告用見本

第6条 乙は、第4条の規定による確認を受けたときは、明細を記載した請求書により、工事代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の工事代金の請求書を受領した日から40日以内に支払いをするものとする。

第7条 乙は、乙の施工した工事について、特に指示のあった場合を除き、検査又は確認の日から1年間、工事の目的物の瑕疵を補修し、又はこれに代えてその損害を賠償しなければならない。

第8条 乙は、工事の施工に際して、乙の責に帰すべき事由により、甲若しくは入居者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

第9条 この協定の期間は、前記協定期間とする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から協定を変更しない旨の申し入れがないときは、期間満了時において原協定と同一の条件をもって更に1年間の協定があったものとみなす。以下同様とする。

第10条 甲は、乙が次の各号の1に該当するときは、この協定の存続期間満了前であっても、この協定を解除することができる。

- (1) 甲の指示に従わず、工事を施工しないとき。
- (2) 工事の施工が著しく不相当であると認められたとき。
- (3) 一定の資格を必要とする業種につき、その資格を欠くこととなったとき。
- (4) 長野県又は市（受託先）の入札参加資格を欠くこととなったとき。
- (5) 前各号のほか乙がこの協定に違反したとき。

2 第1項により解除された場合、乙は甲に対しすみやかに工事費の清算を求めることができる。

3 乙は前項の規定により協定を解除された場合において甲に損害が生じた場合は、これを補償しなければならない。

4 第1項の規定により協定を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその責を負わない。

5 第1項の定める場合のほか、甲又は乙は2ヶ月前までに予告し、この協定を解除することができる。

公告用見本

第11条 乙は、次の各号の1に該当するときは、すみやかに甲に届け出なければならない。

- (1) 営業を廃止、又は休止しようとするとき。
- (2) 事務所を移転したとき。
- (3) 社名若しくは屋号を変更し、又は代表者に異動があったとき。
- (4) 公認を必要とする業種について当該公認を取り消されたとき。
- (5) 一定の資格を必要とする工事について有資格者に異動があったとき。
- (6) 後記2に記載された内容について異動があったとき。

第12条 乙は、この協定によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

公告用見本

(後記1)

番号	団地名	戸数	工事種目	摘要
	緊急修繕工事配備体制表	による		

(後記2)

1) 事業所連絡先

事業所名	電話番号	FAX番号

2) 緊急修繕担当者連絡先 (土・日・休日・夜間等)

氏名	職名	携帯電話番号

注) 緊急修繕担当者の欄は優先的に連絡を受け付ける者を上位に記入する。

